

警察署でのキャッシュレス決済

県民の利便性を向上させるため、警察において取り扱う手数料について、千葉県収入証紙による納付を廃止し、キャッシュレス決済又は現金で納付することができるようになります。

キャッシュレス決済の警察署での流れ

- 1 警察署生活安全課で、銃許可等の申請（申込）申し出を行うと、申請種別や手数料などが書かれた個票が渡される。
- 2 警察署内の交通安全協会窓口に行き、生活安全課で渡された個票と銃許可等の申請書を提示する。
- 3 交通安全協会窓口で申請手数料（金額）が提示され、キャッシュレス決済や現金により手数料を納付し領収書を受け取る。
- 4 交通安全協会窓口では、持参した銃許可等の申請書（申込書）の裏面に支払内容を印字する。（従来の県証紙貼付に代わる納付したことの証明）
- 5 生活安全課に戻り、担当者に銃許可等の申請書（申込書）裏面にある印字確認をうけ、引き続き申請手続きを行う。

注意事項

キャッシュレス決済開始後は、警察において取り扱う手数料について、千葉県収入証紙による納付を廃止することから、千葉県収入証紙の販売は終了となります。証紙を用いての申請は、期限が設定されますので警察署に問い合わせてください。

キャッシュレス決済開始!!

千葉運転免許センター・流山運転免許センター

令和5年12月10日(日)～

各警察署・各幹部交番

印西警察署白井分庁舎・警察本部

令和5年12月11日(月)～



千葉県警察では、警察関係の手数料納付について、**千葉県収入証紙による納付を廃止**し、キャッシュレス決済による納付方法を導入するよ。

運転免許更新や許認可など、警察において取り扱う全ての手数料がキャッシュレス決済及び現金により支払えるようになるよ。

キャッシュレス決済を利用してね!!



VISA



nimoca

manaca

交通系電子マネー

「PiTaPa」はご利用いただけません。



お問合せ先 千葉県警察本部総務部会計課 043-201-0110